

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年10月6日付けの保護決定通知書で行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、決定年月日を同年10月1日として同年10月分の保護費の支給額を0円とする部分は取り消すべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が行った本件処分の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

平成29年7月及び8月に発生した収入については、7月分及び8月分の保護費の入金後に収入申告しているので翌月で精算との話になっていたのに、返還を求められるのは不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求中、本件処分のうち平成29年10月分の保護費

支給額を0円とする決定の取消しを求める部分は、理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用して、その範囲で本件処分を取り消し、その余の部分に係る本件審査請求は理由がないから、同法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年4月17日	諮問
平成30年5月25日	審議（第21回第3部会）
平成30年6月27日	審議（第22回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項によると、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、法8条1項によると、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護基準に基づく保護費

から控除されることになる。

(2) 失業保険金に係る収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・アによると、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(5)によると、「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとする。」とされている。

(3) 勤労収入に係る収入認定について

次官通知第8・3・(1)・ア・(ア)及び(イ)によると、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」とされている。

また、局長通知第8・3・(1)・アによると、「基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。」とされ、同・イによると、「基礎控除の収入金額別区分

は、次官通知第8の3の(1)のアによる勤労（被用）収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額による」とされている。次官通知第8・3・(4)・別表（基礎控除額表（月額））によると、収入金額別区分が99,000円～102,999円の1人目の基礎控除額は、23,600円とされている。

- (4) 法25条2項によると、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。

## 2 本件処分について

### (1) 失業保険金に係る収入認定について

処分庁は、本件申告書等に基づき、請求人が平成29年9月分として受給した失業保険金195,897円のうち、基準生活費相当額の133,860円を9月分の収入額と認定し、残余额である62,037円については同年10月分の収入額と認定したことが認められる（局長通知第8・1・(5)）。

したがって、処分庁が行った請求人の失業保険金に係る収入認定額の算出については、適正に行われているものと認められる。

### (2) 勤労収入に係る収入認定について

処分庁は、本件申告書等に基づき、請求人の勤労収入（10月分）の金額を73,657円（次官通知第8・3・(1)及び(4)）と認定した。

その結果、処分庁は、当該勤労収入73,657円と、上記(1)の10月分の収入として認定した失業保険金62,037円を合算した合計135,694円を、請求人の10月分の収入額として認定した。

しかし、請求人の実際の通勤経路は、正しくは〇〇駅から〇

○駅までであり、通勤費の実費は6,980円であったと認められる。そのため、必要経費の合計は7,888円（所得税600円＋雇用保険料308円＋通勤費実費6,980円）となり、当該必要経費と基礎控除額23,600円との合計額は31,488円である。

したがって、請求人の10月分の勤労収入は、71,437円（102,925円－31,488円）であり、これと上記(1)の10月分の収入として認定した失業保険金62,037円を合算した合計133,474円が、請求人の10月分の収入額であると認められる。この額は、請求人の基準生活費（10月分）133,860円を386円下回っていることが明らかである。

よって、処分庁が行った請求人の勤労収入に係る収入認定額の算出については、請求人の通勤経路の実態と異なる経路に基づく通勤費（実費）を認定したために経費を過少に算出した結果、実際よりも過大な収入額を認定したものであるから、誤りであったといわざるを得ない。

- (3) 以上より、上記(1)及び(2)の収入認定の結果、請求人の基準生活費に収入認定額を充当した後の本件処分による保護費の支給額は、平成29年9月分は0円となるが、同年10月分は0円とはならず、請求人に対し同年10月分については386円分、過少な支給額となっていることが明らかであり、本件処分のうち平成29年10月分の保護費支給額を0円とする部分は取り消されるべきである。

なお、本件処分のうち平成29年9月分の保護費支給額を0円とする部分は、上記1の法令等に則って適正に行われたものであり、また保護費の算定において違算等も認められないことから、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、7月、8月の保護費の入金後に

収入申告しているので翌月で精算との話になっていたのに返還はおかしい旨主張する。

しかし、本件処分はあくまでも平成29年9月分の収入に係る本件申告書に基づき行われ、その結果、戻入金が新たに発生したものであって、この点に関する請求人の主張は、本件処分の適否には何ら影響するものではないから、理由がないものというほかはない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成